

担保項目	補償区分								保険金をお支払いする場合	てん補限度額・保険金額	お支払いする保険金の額	保険金をお支払いする主な事故例	保険金をお支払いできない主な場合 (詳細は各保険約款・特約条項によります。)
	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧					
法律上の賠償責任	-	-	●	●	●	-	●	●	1 スポーツ賠償責任保険 日本国内(●①-⑧)は日本国内外において、スキー(またはスノーボード)の練習・競技・指導中の偶然な事故により、他人にケガをさせたり、他人の物(他人から借りたり預かった物は除きます。)を壊したことにより、法律上の損害賠償責任を負った場合に保険金をお支払いします。	賠償保険金 1事故につき 2億円 (自己負担額1万円)	●損害賠償金 自己負担額を超過した損害額をてん補限度額を限度にお支払いします。 ・身体障害(対人)事故:治療費、慰謝料、被害者の方の逸失利益等 ・財物損壊(対物)事故:修理代等	○スキーをしているとき他人と衝突してケガをさせた。 ○競技会で規範滑走中、大会関係者にケガをさせた。 [下記は①-②-③-④-⑤-⑥-⑦-⑧の場合のみ] ○スキー場に行く途中、他人にスキーをぶつけてケガをさせた。 など	■ ご契約者・被保険者(=会員)の故意によって生じた損害 ■ 戦争、変乱、暴動、騒ぎ等によって生じた損害 ■ 地震、噴火、こつ水、津波等の天災による損害 ■ 同居の親族に対する賠償責任 ■ 加入者が所有、使用、管理する財物につき、その財物に対し、正当な権利を有するものに対して負担する賠償責任 ■ 自動車(スノーモービルを含みます。)の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任 ■ 被保険者(=会員)と他人の間に損害賠償に関する特別の約定(法律上果たすべき責任の額以上に弁償する約束など)がある場合において、その約定において加重された損害賠償責任 など ■ 衝突時に他人にケガをさせたり、物を壊したとしても、会員の方に全く過失がないときは損害賠償金のお支払いの対象になりません。ただし、双方に過失があるときは、過失の割合に応じてお支払いします。
	●	●	-	●	●	-	●	●	2 スキー・スノーボード保険 日本国内においてスキー(またはスノーボード)の目的をもって住居を出発してから帰着するまでの行程中の偶然な事故により、他人にケガをさせたり、他人の物(他人から借りたり預かった物は除きます。)を壊したことにより、法律上の損害賠償責任を負った場合に保険金をお支払いします。	【①-②の場合】 賠償保険金 1事故につき 5,000万円 (自己負担額1万円)	●費用保険金 a. 損害防止軽減費用:事故の発生後、損害賠償責任を負担することによる損害を防止・軽減するために要した有益な費用、または求償権の保全もしくは行使に関する費用をお支払いします。 b. 応急手当費用:引受保険会社の同意を得て支出した、応急手当、運送、その他緊急措置に要した費用をお支払いします。(結果として、損害賠償責任がないことが判明した場合でもお支払いします。) c. 協力費用:引受保険会社が直接被害者と損害賠償請求の解決をする場合、被保険者が引受保険会社に協力するために直接要した費用をお支払いします。 d. 争訟費用:被保険者が法律上の損害賠償責任の解決のために支出する訴訟、仲裁、和解などの費用(弁護士費用を含みます。)をお支払いします。 ※上記a、bについては、その実費につき、損害賠償金の額と合算して、自己負担額を超過した額をてん補限度額を限度にお支払いします。 ※上記c、dについては、てん補限度額とは別に、実費をお支払いします。ただし、dについては、損害賠償金の額がてん補限度額を超える場合は、てん補限度額の損害賠償金の額に対する割合によって、お支払いします。	○スキー(またはスノーボード)で行く途中、他人にスキーをぶつけてケガをさせた。 など	など
会員自身の傷害	●	●	-	●	●	-	●	1 スキー・スノーボード保険 日本国内においてスキー(またはスノーボード)の目的をもって住居を出発してから帰着するまでの行程中、急激かつ偶然な外来の事故により、ケガをした場合に保険金をお支払いします。	死亡・後遺障害 保険金額 400万円	●死亡保険金 傷害により、事故の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合、死亡・後遺障害保険金額の全額をお支払いします。 ●後遺障害保険金 傷害により、事故の日からその日を含めて180日以内に後遺障害が生じた場合、後遺障害の程度に応じて、死亡・後遺障害保険金額の3%~100%をお支払いします。ただし、死亡保険金と後遺障害保険金は合計して保険期間を通じ、死亡・後遺障害保険金額が限度となります。	○スキー(またはスノーボード)で滑っていて事故で骨折した。 ○リフトから落ちてケガをした。 ○他人や立木等に衝突してケガをした。 ○ホテルで足を滑らせてケガをした。 ○スキーバスを降りる時、ステップで滑ってケガをした。 ○スキー場に行く途中、交通事故に、あいつケガをした。 など	■ ご契約者・被保険者(=会員)の故意・犯罪行為 ■ 戦争、暴動(テロを除く)、地震、噴火、津波等の天災 ■ 細菌性食中毒およびウィルス性食中毒 ■ 無資格運転、酒酔い運転による傷害 ■ 山岳登山(左記の山岳登山は、ピッケル等の登山用具を使用する場合に限ります。)、リュージュ、ポプスレー、航空機操縦を行っている間に生じた事故 ■ むちうち症・腰痛等で医学的見解のないもの ■ 脳疾患、疾病、心神喪失、妊娠・出産・産産 など	
	-	-	-	-	-	-	●	2 スポーツ団体傷害保険 特約セット普通傷害保険 日本国内において、雪上に限らず団体管理下でスキー(またはスノーボード)の競技中および練習中(指導中は除きます。)、急激かつ偶然な外来の事故により、ケガをした場合に保険金をお支払いします。	死亡・後遺障害 保険金額 110万円	●入院保険金 傷害により、平常の業務に従事することまたは平常の生活ができなくなり、かつ、事故の日からその日を含めて180日以内に入院(入院に準じた状態を含みます。)された場合、入院日数に対して入院保険金日額を180日を限度としてお支払いします。 ●手術保険金 [左記のスポーツ団体傷害保険特約セット普通傷害保険の場合のみ] 入院保険金が支払われる場合で、その傷害の治療のため所定の手術を受けたとき、入院保険金日額に手術の種類に応じて定めた単率(10倍・20倍・40倍)を乗じた額をお支払いします。ただし、1事故につき1回の手術に限ります。2回以上の手術を受けた場合は、そのうち最も高い倍率を適用します。 ●通院保険金 傷害により、平常の業務に従事することまたは平常の生活に支障が生じ、かつ、事故の日からその日を含めて180日以内に通院(往診を含みます。)された場合、通院日数に対して通院保険金日額をお支払いします。ただし、事故の日からその日を含めて180日以内の通院に限り、90日を限度とします。また、平常の業務または生活に支障がない程度に傷害がなおつたとき以降の通院に対しては、通院保険金を支払いません。	○スポーツ団体傷害保険特約セット普通傷害保険の場合は、団体管理下中の事故によるケガに限ります。	《ご注意》 ● 職業(アルバイトを含みます。)または職務としてスキー・スノーボードの指導または競技を行っている一般会員および資格者の方は保険料が異なります。別途スキー・スノーボード保険をご案内しますので取扱代理店へご相談ください。 ● また、スキー・競技選手補償制度で口に該当する方がアマチュアの保険料を契約された場合は、保険金の額が削減されますのでご注意ください。	
	-	-	-	-	-	-	-	●	動産総合保険 [スキー・ボード用品の盗難・火災のみ補償特約セット] 日本国内においてスキー用品(またはスノーボード用品)が、 ■ 盗難(ただしストックの盗難についてはスキー板と同時に生じた場合に限ります。)にあった場合 ■ 火災によって損害を被った場合に保険金をお支払いします ※スキー(スノーボード)用品とは、スキー板・スノーボード(ヒンディング等付付属品を含みます。)、ストック、スキー・スノーボードに設計されたその他の物および被覆類をいいます。	用品損害保険金 保険期間中 15万円 (自己負担額3,000円)	●損害賠償金 [盗難・火災のときのみ] 保険金額(保険期間中15万円)を限度に、修繕費を、その損害の額としてお支払いします。 注1. 修繕額が保険金額(事故当時の時価)を超えた場合や修繕できない場合(盗難を含みます。)、は、保険金額を損害の額とします(全損)。 注2. 損害の額から免責金額(自己負担額)3,000円を差し引いた金額をお支払いします。ただし、全損の場合および火災による事故の場合は、差し引きません。 注3. 損害賠償金をお支払いした場合は、保険金額から損害賠償金を差し引いた残額を、損害が生じた時以降の保険期間に対する保険金額とします。 ●費用保険金 a. 残存物取片づけ費用:事故によって損害を受けた用品の残存物の取片づけに必要な費用(取りこわし費用、取片づけ清掃費用および搬出費用)について、損害賠償金の10%に相当する額を限度として実費をお支払いします。 b. 修理付帯費用:保管場所が住居・営業用倉庫以外の場合で、火災の事故により用品に損害が生じた結果、引受保険会社の承認を得て支出した、復旧にあたり必要・有益な費用について、1事故・1構内につき保険金額の30%または1,000万円のいずれか低い額を限度として実費をお支払いします。	○レストハウス前に置いてあったスキー板が盗まれた。 ○スキー場に行く途中、駅の待合室でスキー用品一式を盗まれた。 ○自宅に保管していたスキー板が火災で焼失した。 ○宿泊していたホテルが火災になりスキー板が焼失した。 など	■ ご契約者または被保険者(=会員)の故意または重大な過失による損害 ■ 地震、噴火または津波 ■ 自然の消耗または性質による変質等による損害 ■ ストックのみの損害 ■ 紛失、置き忘れによる損害 ■ 盗難・火災以外の事故 ■ 損害を受けたために臨時に発生する費用(臨時費用保険金不担保特約がセットされています。) など
	●	●	-	●	●	-	●	●	3 スポーツ賠償責任保険 日本国内のスキー場において、ユニフォームを着用して行うパトロール活動に起因する偶然な事故により、他人に身体障害を発生させたこと、または他人の財物(他人から借りたり預かったものは除きます。)を損壊させたことにより、法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対し、保険金をお支払いします。	賠償保険金 1事故につき 2億円 (自己負担額1万円)	●損害賠償金 自己負担額を超過した損害額をてん補限度額を限度にお支払いします。 ・身体障害(対人)事故:治療費、慰謝料、被害者の方の逸失利益等 ・財物損壊(対物)事故:修理代等 ●費用保険金 上記「法律上の賠償責任」の「費用保険金」と同内容です。 以下の2特約をセットしています。1.事故および保険期間中で50万円を限度にお支払いします。 1. 初期対応費用担保特約:現場保存費用、写真撮影費用、事故状況調査・記録費用、事故原因調査費用、事故現場後片づけ・清掃費用、被保険者の使用人を事故現場に派遣するために必要な交通費・宿泊費、通信費等 ※確に損害賠償責任のないことが判明した場合に限ります。 2. 訴訟対応費用担保特約:訴訟や和解等に関する費用(意見書・鑑定書作成費用、外注コピー費用、増設コピー機の賃借費用、事故等再現実験費用、文書作成費用等)のうち、引受保険会社が認めたものに限り、争訟費用等のてん補限度額内特約(セットしています)、損害賠償金と費用保険金を合算して、ご契約のてん補限度額を限度とする特約です。	○パトロール活動中、誤って一般のスキーヤーにケガをさせた。 ○アキボードでケガ人を搬送中、操作を誤りケガ人を死亡させた。 ○安全対策のための機材運搬中、他人にぶつけてケガをさせた。 ○パトロール養成のための研修会で誤ってケガをさせた。 など	■ ご契約者または被保険者(=会員)の故意 ■ 戦争、暴動、騒ぎ等によって生じた損害賠償責任 ■ 地震、噴火、津波等に起因する賠償責任 ■ 同居の親族に対する賠償責任 ■ 被保険者が所有、使用、管理する財物につき、その財物に対し、正当な権利を有するものに対して負担する賠償責任 ■ 自動車(スノーモービルを含みます)の所有、使用または管理に起因する賠償責任 など
●	●	-	●	●	-	●	●	酒酔い(管理)者賠償責任保険 日本国内のスキー場において、ユニフォームを着用して行うパトロール活動に起因する偶然な事故により、他人に身体障害を発生させたこと、または他人の財物(他人から借りたり預かったものは除きます。)を損壊させたことにより、法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対し、保険金をお支払いします。	賠償保険金 1事故につき 2億円 (自己負担額1万円)	●損害賠償金 自己負担額を超過した損害額をてん補限度額を限度にお支払いします。 ・身体障害(対人)事故:治療費、慰謝料、被害者の方の逸失利益等 ・財物損壊(対物)事故:修理代等 ●費用保険金 上記「法律上の賠償責任」の「費用保険金」と同内容です。 以下の2特約をセットしています。1.事故および保険期間中で50万円を限度にお支払いします。 1. 初期対応費用担保特約:現場保存費用、写真撮影費用、事故状況調査・記録費用、事故原因調査費用、事故現場後片づけ・清掃費用、被保険者の使用人を事故現場に派遣するために必要な交通費・宿泊費、通信費等 ※確に損害賠償責任のないことが判明した場合に限ります。 2. 訴訟対応費用担保特約:訴訟や和解等に関する費用(意見書・鑑定書作成費用、外注コピー費用、増設コピー機の賃借費用、事故等再現実験費用、文書作成費用等)のうち、引受保険会社が認めたものに限り、争訟費用等のてん補限度額内特約(セットしています)、損害賠償金と費用保険金を合算して、ご契約のてん補限度額を限度とする特約です。	○パトロール活動中、誤って一般のスキーヤーにケガをさせた。 ○アキボードでケガ人を搬送中、操作を誤りケガ人を死亡させた。 ○安全対策のための機材運搬中、他人にぶつけてケガをさせた。 ○パトロール養成のための研修会で誤ってケガをさせた。 など	■ ご契約者または被保険者(=会員)の故意 ■ 戦争、暴動、騒ぎ等によって生じた損害賠償責任 ■ 地震、噴火、津波等に起因する賠償責任 ■ 同居の親族に対する賠償責任 ■ 被保険者が所有、使用、管理する財物につき、その財物に対し、正当な権利を有するものに対して負担する賠償責任 ■ 自動車(スノーモービルを含みます)の所有、使用または管理に起因する賠償責任 など	